

平成二十九年十一月十三日提出
質問第三七号

神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する再質問主意書

提出者 逢坂誠二

神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する再質問主意書

先般提出した「神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する質問主意書」（質問第四号）に対する答弁書（内閣衆質一九五第四号。以下「答弁書」という。）の内容に疑義があるので、以下質問する。

一 答弁書では、「同社等から聴取等を行ってきたが、平成二十九年十一月六日時点で、本件製品が使用されている事実については確認していない」と示されたが、「同社等」というのは、神戸製鋼所のほかどのような企業か。聴取対象を明示されたい。

二 答弁書では、「同社等から聴取等を行ってきたが、平成二十九年十一月六日時点で、本件製品が使用されている事実については確認していない」と示されたが、平成二十九年十一月六日時点で確認してないということは、この「聴取等」は現在も継続中との理解でよいか。あわせてその「聴取等」の最終結果は公表されるのか。されるとしたらその時期はいつになるのか。政府の見解を示されたい。

三 十月十九日、山口県下関市の神戸製鋼所の長府製造所で製造された問題のある製品について、一部の管理職らが、社内調査に対し報告せずに隠ぺいしていたことが内部通報により明らかになったと承知している。この神戸製鋼所の長府製造所に隣接し、神戸製鋼所の関連会社で国内シェアトップの原子炉用燃料被

覆管メーカーである株式会社ジルコプロダクツが神戸製鋼所の100%出資するコベルコ鋼管株式会社と同一の敷地内にある。このジルコプロダクツは、平成十二年に神鋼特殊鋼管株式会社（当時）から独立したもので、両者は密接な関係にある。答弁書でいう「同社等」の中にはジルコプロダクツは含まれるのか。

四 三に関連して、ジルコプロダクツの製造した原子炉用燃料被覆管は国内シェア七十%以上であり、幅広く日本国内の原子力発電所で用いられている。ジルコプロダクツの製造した原子炉用燃料被覆管に関して、製品データの改ざんのおそれはないのか。また同社製品に関する調査は行ったのか。見解を示されたか。

五 四に関連して、同社製品に関する調査を行っていないならば、調査を行うべきではないか。見解を示されたか。

右質問する。